

屋外広告物の改修等に係る補助制度のご案内

■補助制度の趣旨

篠山市屋外広告物条例の規定に適合しない既存の屋外広告物について、条例の規定に適合するよう屋外広告物の改修又は撤去を行う場合に、予算の範囲内において費用の一部を補助するものです。

■補助の対象者

屋外広告物の所有者又は管理者（所有者の同意が必要）が対象です。

■補助対象経費

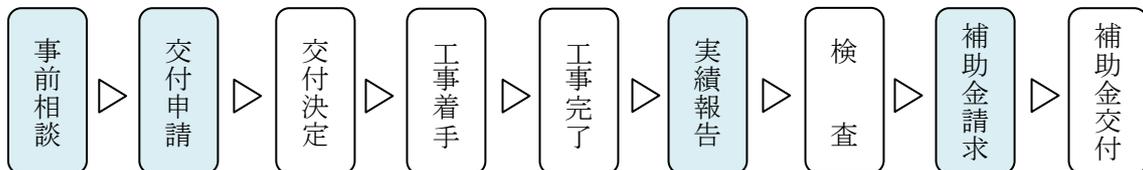
屋外広告物の改修又は撤去に要する経費が対象です。

■補助金の額

区分	補助率	補助限度額
既存不適格屋外広告物	1 / 2 以内	50 万円
上記以外	1 / 3 以内	30 万円

※ 既存不適格屋外広告物とは、兵庫県屋外広告物条例の規定により適法に設置されていた屋外広告物のうち、篠山市屋外広告物条例の施行（平成 26 年 7 月 1 日）に伴い許可基準に適合しなくなるもので、篠山市屋外広告物条例の規定による経過措置の適用を受けるものをいいます。

■手続きの流れ



■申込み（交付申請）方法

市と事前相談の上、申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。

- ① 屋外広告物改修等事業補助金交付申請書
- ② 屋外広告物の付近見取図、現況写真
- ③ 屋外広告物の図面（色彩、意匠、高さ、面積等を表示したもの）
- ④ 工事見積書
- ⑤ 屋外広告物許可書の写し（許可書の交付を受けているものに限りです。）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

お問い合わせ先

篠山市まちづくり部地域計画課景観室
〒669-2397 篠山市北新町 41
Tel : 079-552-1118 (直通)
Fax : 079-552-0619
E-mail : chiikikeikaku_div@city.sasayama.hyogo.jp